

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**平成 29 年9月6日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700126 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700156 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 7 月 21 日から平成 26 年 2 月 9 日まで

A 社の入社面接時に、1か月の見習期間終了後には正社員として社会保険に加入できるとの説明を受けて入社したが、在職期間中に社会保険への加入手続をとつてもらえなかった。使用者側の契約不履行により将来もらえるであろう年金額が減ってしまったので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求者のA社における在職証明書、雇用保険の加入記録及び事業主の陳述から、請求者は請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された請求期間の一部（平成 25 年 8 月から同年 12 月まで）に係る賃金台帳においては、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、事業主は、請求者の請求期間において社会保険の資格取得届を提出しなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除しなかった旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間において厚生年金保険料を給与から控除されていなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。